

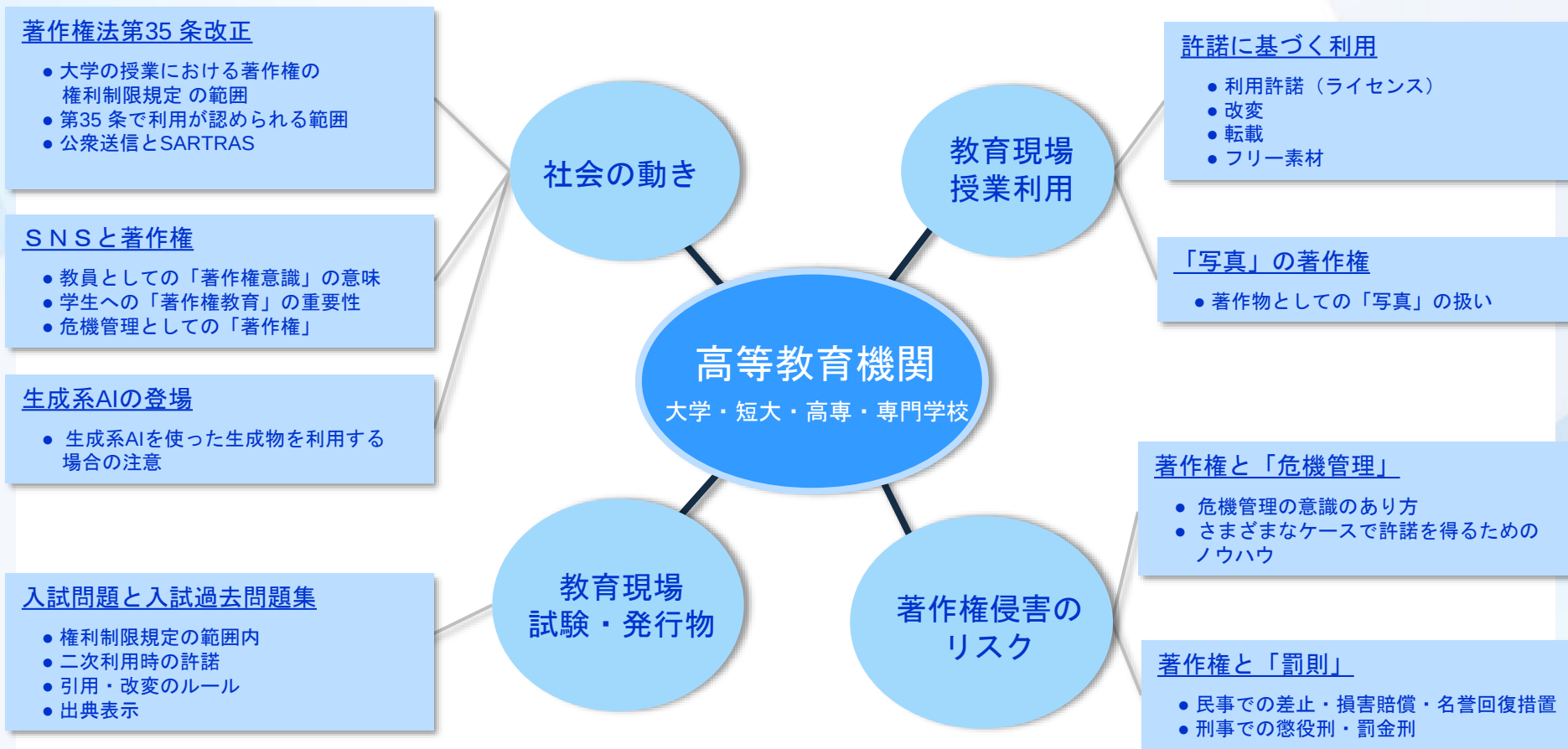
EDX eラーニング教材

高等教育機関教員・職員様向け
e-learning「著作権学習講座」



2024年
株式会社 **NTT EDX**

高等教育機関における著作権に関する課題





Q.「授業目的の場合は、無許諾で著作物を利用できる」ことを定めていた**著作権法第35条**が改正されたと聞いたけど、何がどう変わったの？

A.**2018年5月の法改正で「授業目的公衆送信補償金制度」創設されました。**
この制度によって、遠隔合同授業以外での公衆送信についても、補償金を支払えば無許諾で行えるようになりました。
たとえば、学校等の教育機関の授業で、予習・復習用に教員が他者の著作物を用いて作成した教材を学生の端末に送信したり、サーバにアップロードしたりすることなどができるようになりました。
ICTの活用を促す形に著作権法が変わったと言えますね！



Q.授業目的公衆送信補償金制度がはじまって、SARTRASに一定の補償金を支払えば自由に著作物が利用できるようになったよね。
だったら著作権のことを学んでもしかたないのでは？

A.**そうではありません。**新制度のもとでも他者の著作物を利用するにはルールや条件がありますし、「引用」のようにこの制度の外で他者の著作物を利用できるルールもあります。それに、近年では「**著作権のことを知らないで日常生活で実害が出る**」という意味でも、より著作権に関する知識の重要性は増していると言えるでしょう。





Q.「問題ないケース」と「ダメなケース」がわかりにくいよ！

A.著作権法と補償金制度に関する基礎的な理解があれば、ある程度は自身で判断ができるようになりますよ。
例えば「授業のために複製する」のは、35条で必要と認められる限度内ならOKとなっても、その後、別の目的で同じ著作物を利用できるとは限りません。
ではどうするかと考えると、「引用」という別の条件を満たすのが現実的です。



Q.「引用」の条件ってどんなもののなの？
いろんなケースをひとつずつ調べるのは大変だよ～～

A.だからこそ、教員様にも職員様にも「自分で判断できる力」が求められていると言えるでしょう。
そのためのツールとして、著作権に関する学習動画をご用意していますので、ぜひ導入をご検討下さいね！



高等教育機関教員・職員様向け eラーニング教材「著作権学習講座」のご紹介

教材概要

- ・ 高等教育機関で教鞭をとられる教員や職員の方々が、著作権処理のされていない教材を自らパワーポイントなどで作成し授業で使用するもののリスクが問題となっています。
- ・ この様な状況を危惧される高等教育機関様へ、著作権処理された教材の作成と教員の方々への著作権処理に関する学習と意識付けにより、著作権に関する高等教育機関の課題解決とリスク管理の一助となるため、『EDX eラーニング教材』をご提案させていただきます。
- ・ 教員や職員の方々が、教育・研究の現場で直面する著作権をテーマとして、引用や許諾に基づく利用だけでなく、昨今話題となっている授業目的公衆送信補償金制度や生成系AIなども対象としています。
- ・ FD（ファカルティ・ディベロップメント）/SD（スタッフ・ディベロップメント）などの教職員様の研修用コンテンツとしてご活用下さい。

教材価格

- ・ 講座動画（動画数：5 各30分程度）、学修用スライド（EDX UniTextで配信）
費用：25万円（税抜） 期間：4月～次年度3月末
- ・ 動画に付随するテスト（講座1～4に対応、各10小問、合計40小問）（オプションサービス）
費用：5万円（税抜） 期間：4月～次年度3月末

eラーニング教材 講座テーマ（予定）

1.著作権法の基礎知識

～著作権を知らない弱み、知る強み～

2.教育現場と著作権①

～許諾なく使える場合（授業編）～

3.教育現場と著作権②

～許諾なく使える場合（試験・発行物など編）～

4.教育現場と著作権③

～許諾に基づく利用～

5.近年の著作権の動向

～AIと著作権～

※タイトル5は講座外の動画です

※コンテンツ制作：教育出版

※講師紹介

福井 健策 弁護士

- 骨董通り法律事務所 代表
- 日本大学・神戸大学大学院ほか客員教授
- 文化庁文化審議会・内閣府知的財産戦略本部ほか委員
- 著書『改訂版 著作権とは何か』（集英社）ほか

藤田 晶子 弁護士

- 藤田総合法律事務所
- 日本大学法学部 准教授
- 特許庁 弁理士試験委員
- 財務省 関税局専門委員候補（知的財産）
- 著書『演習ノート 知的財産法（第3版）』（法学書院）ほか

1. 著作権法の基礎知識

～著作権を知らない弱み、知る強み～

- ◆ 著作権を侵害した場合に起こりうる事態
 - 民事「侵害行為の差止請求、損害賠償、名誉回復措置」
 - 刑事「著作権侵害（10年以下の懲役ほか）著作者人格権侵害（5年以下の懲役）」

- ◆ 著作権法の目的
 - 著作物を保護し、著作者に利益を還元することで、文化の発展に寄与する

- ◆ 著作権が発生する範囲（著作物の範囲）
 - 思想、感情を「創作的に表現したもの」：小説、美術、地図、写真、プログラム等

- ◆ 著作権の意味・内容（多義性）
 - 著作者人格権、財産権としての著作権、著作隣接権

2. 教育現場と著作権①

～許諾なく使える場合（授業編）～

◆ 「授業」とは何か

- 教育を担当する人：教諭、教授、講師 授業を受ける人：学習者
- 授業に該当するものの例：講義、実習、ゼミ、通信授業、公開講座
- しないものの例：オープンキャンパスでの模擬授業、課外活動（サークル）、ボランティア
- 著作権者の利益を不当に害することとなる例：
学校全員に配布する（履修者の合計を超えている）、利用部分が小部分ではない利用のしかた

◆ SARTRASで広がるオンライン授業

- 遠隔合同授業における公衆送信（リアルタイム・スタジオ型公衆送信、オンデマンド型遠隔授業）

◆ 市販問題集のコピー配布

- 「必要と認められる限度」と「著作権者の利益を不当に害することとなる場合」

SARTRAS（授業目的公衆送信補償金制度）：ICTを活用した教育での著作物利用の円滑化を図るため、これまで認められていた遠隔合同授業以外での公衆送信についても補償金を支払うことで無許諾で行うことが可能となった。

3. 教育現場と著作権②

～許諾なく使える場合（試験・発行物など編）～

◆ 入試問題と入試過去問題集

- 権利制限規定により、入試問題に利用するのは自由（改変は必要と認められる限度まで）
- 入試過去問題集を出版するときは二次利用にあたるので許諾が必要

◆ 引用

- 引用のルールを守れば、引用は自由。
- 主従関係が明確であること（明確性）
- 引用部分が区別されていること（明瞭区別性）
- 引用する必要性があること（必要性）
- 出典が明記されていること（出典）
- 公表されている著作物であること。

◆ 改変

- 同一性保持権（第20条第1項）により、原則著作物を改変することはできない

4. 教育現場と著作権③

～許諾に基づく利用～

◆ 利用許諾（ライセンス）

- ライセンサー：許諾を与える人 ライセンシー：許諾をもらう人
- 許諾の対象・利用範囲・対価等の取り決め
- クレジットと出典表示
- 文化庁による裁定制度
- マークの意味や利用のしかた

◆ クリエイティブ・コモンズ・ライセンス

- マークの意味や利用のしかた

◆ フリー素材

- 利用規約の範囲内で利用できる素材
- パブリックドメイン

5. 近年の著作権の動向

～生成系AIと著作権～

◆ 生成系AIへの入力（学習）

- 日本はAI学習のための作品利用がしやすい国？
（ただし著作権者の権利を不当に害する場合を除く）
- 海外法と日本法の差：権利者はオプトアウト可能か？

◆ 生成系AIの出力（生成）

- 生成物に著作権は発生しない？
- 生成物は著作権侵害にあたるか？
- AIとの共存

※動画のみ（テストなし）

・ オンラインテスト

- ・ 動画に付随したテスト受験、テストは選択式で1動画タイトルにつき10問
- ・ 間違えた内容については、解説や見直し動画を提示する
- ・ 全てのテストに合格するとクリア（クリア条件は大学様でご設定ください）
- ・ テスト機能はオプションで50,000円（本体）

現在開発中 イメージ画面



理解度テスト（検証）

* 必須

受験者情報入力

1. 氏名 *

回答を入力してください

2. メールアドレス *

回答を入力してください

3. 下記URLより弊社プライバシーポリシーの内容をご確認いただき、ご同意いただけましたら「プライバシーポリシーに同意する」にチェックを付けてください。 *

☐ プライバシーポリシーに同意する

次へ

パスワードを記載しないでください。 不正使用は厳禁です



理解度テスト（検証）

* 必須

理解度チェック

4. 「著作権法」はどのような目的のもと、制定されていますか？ (10 点) *

☐ 著作権を勝手に利用されないよう、罰則を設けるため。

☐ 何かが著作権にあたるのかを規定し、著作権とそれ以外を区別するため。

☐ 著作権者の権利を保護し、文化の発展に寄与するため。

☐ 文化庁に著作権を登録し、著作権者に著作権という権利を与えるため。

5. 次の4つのうち、「著作権」でないのはどれですか？ (10 点) *

☐ 出版社が発行する「裁判判例集」

☐ 授業で授業が書かれた「校長の夢」の作文

☐ 文部科学省が示す「学習指導要領」

☐ 個人運営のウェブページのHTMLのソースコード

6. 「著作権者人格権」の侵害に当たらない行為はどれですか？ (10 点) *

入字は10年、没後70年以上が経過している作家の小説文を利用して作製しようとしたが、時代背景が

☐ 現代とそっくりなため、文章に手を加えて舞台を現代に改定した。この入試問題を、「過去問集」に収

EDX eラーニング教材 : EDX UniText 本棚イメージ

本棚の動画をクリックすれば直ぐにUniTextで、動画が再生！

スマホでいつでもどこでもテストが可能！



動画講座

各動画の説明コンテンツからテストサイトへの外部リンク

著作権学習講座
付属テスト

動画で説明されるスライドも本棚に搭載されますので、メモやマーカーで学びを蓄積できます！

講座スライド

※現在開発中の為、実際の画面とは異なる場合がございます。

学習履歴はクラウドに保存



『EDX eラーニング教材』のご説明

●お申し込み方法

- ・NTTEDXへ申込書を御提出下さい。

※専用の申込用紙または、EDXホームページよりお申し込み下さい。追ってEDX担当者から連絡がございます。

●利用料金/利用期間

- ・御提供させて頂くサービスの費用は、教材コンテンツ（動画・スライド）：25万円（税抜）、テスト（オプションサービス）：5万円（税抜）となります。

- ・上記サービスの提供期間は1年度版の御利用となります。1年度版の御提供期間は4月1日～翌3月31日までの1年間です。

- ・研修コンテンツは年度で更新（自動更新無し）となります。

契約満了3か月前までに次年度の御契約意思を確認（ビューワーも同様）させていただきます。

御利用の継続が無い場合は、以降の研修コンテンツ（ビューワー含む）及び利用ログ出力は御利用頂けなくなります。

●利用できる機能

- ・研修コンテンツ（動画）の再生（EDX UniTextビューワーのブラウザ利用、アプリ利用が可能です。）

- ・ユーザー利用ログの取得（学校職員様が自ら管理ツールをお使い頂き、CSVファイルで利用ログの出力が可能です。）

* 以下の機能は提供対象外となります。（ご利用を希望される場合は、別途有償のプラットフォーム利用のライセンス契約が必要となります）

- ・利用ログ可視化ツール

- ・研修コンテンツ以外の教材利用

- ・認証基盤、LMS、教務システムとの連携機能

- ・本棚によるコンテンツ管理

- ・教科書選定に特化したデータベース教科書選定DBを無償利用（別サイトからアクセス）

●ご利用条件

<ビューワー>

- ・アカウント発行：在籍する教職員（非常勤含む）全員分のアカウント発行を原則とさせていただきます。

<管理ツール>

- ・アカウント発行：お申し込み頂く部署の代表者数名のアカウントの発行が可能です。

主な高等教育機関向け事業内容

教員のための教科書・教材選定支援サービス

『教科書選定DB（データベース）』

冊子版

電子版



教科書選定DBサービスのご紹介



Q.著作権については良く理解できたけど、授業や講義資料で参考にする**教科書はどのように探せばいいの？**
一般の書籍検索サイトだと教科書以外も検索結果に出てきて煩わしい。
本文ページも読めないし、付属動画や音声も確認できない。

- ・ NTT EDXの提供している教科書選定DBサービスなら、時間と場所（学内・自宅）を問わずWeb上で、様々な出版社様の教科書の内容を検索、閲覧、試読、献本申込等ができるよ！
- ・ **EDX eラーニング教材をご契約頂くと無償で使えるようになるのでぜひお使い下さい！**

教員のみなさまのメリット

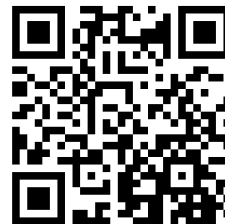
- ・ 各社発行の教科書情報が一元化されたDBによるテキスト選書
- ・ 選定作業の効率化・スピード化、正確な情報でのシラバス登録
- ・ 講義計画に即した最適なテキスト・教材の選定

教務部のみなさまのメリット

- ・ 教科書発注リスト作成の業務軽減、誤情報発注の防止
- ・ 非常勤講師なども含めた教員への情報提供ツール
- ・ 教務システム（シラバス）連携による作業業務の軽減



『教科書選定DB』：サービスや機能の紹介動画を是非ご覧下さい



下記紹介動画リンク

<https://youtu.be/8RPSO1V1U0>



